


裁判官認印 


第 2 回 口 頭 弁 論 調 書 (判決)

事 件 の 表 示	平成31年(ワ)第997号
期 日	令和元年7月17日午後1時10分
場所及び公開の有無	さいたま地方裁判所第1民事部法廷で公開
裁 判 官	橋 詰 水 音
裁 判 所 書 記 官	是 枝 未 希
出頭した当事者等	(なし)
指 定 期 日	

弁 論 の 要 領 等

裁判官

別紙の主文及び理由の要旨を告げて判決言渡し

裁判所書記官 是 枝 未 希 

(別紙)

口頭弁論終結の日 令和元年7月3日

第1 当事者の表示

原告 片瀬久美子 こと 今井久美子

同訴訟代理人弁護士 清水 陽 平

被告

第2 主文

- 1 被告は、原告に対し、263万8000円及びこれに対する平成30年3月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、A4用紙に12ポイントの明朝体活字で作成した別紙謝罪文目録記載の謝罪文を交付せよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

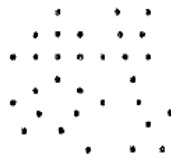
第3 請求

- 1 請求の趣旨
主文同旨
- 2 請求の原因
別紙請求の原因のとおり

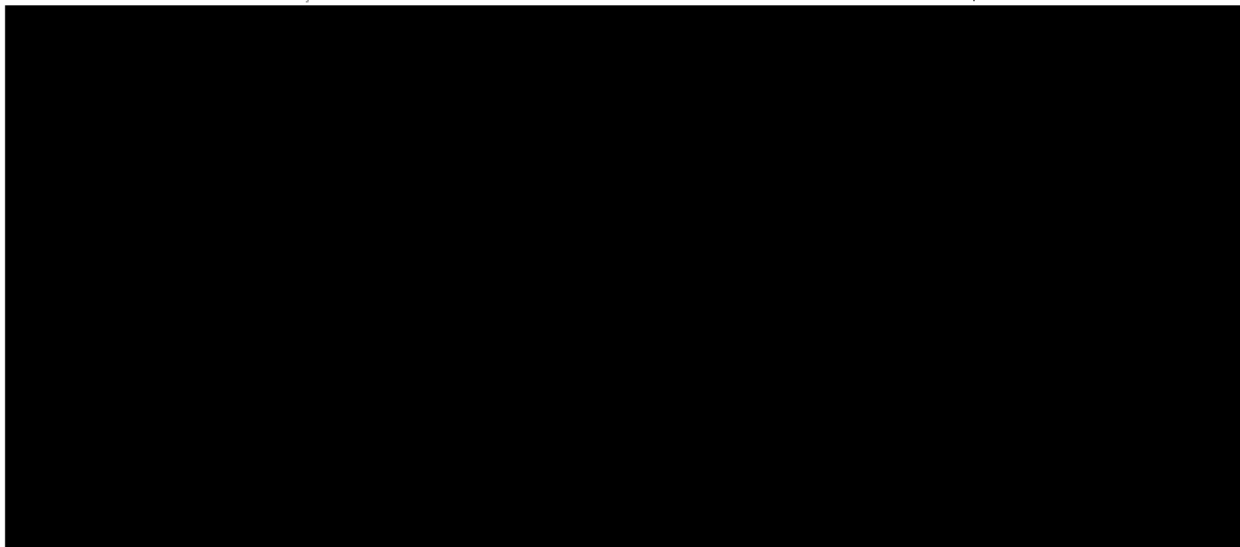
第4 理由の要旨

被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。したがって、被告において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。

以上



(別紙) 謝罪文目録



請求の原因

第1 当事者及び背景事情

1 原告について

原告は、「片瀬久美子」をペンネームとして、サイエンスライターとして活動している者であり、京都大学大学院理学研究科を修了し、博士号(理学)を保有しており、細胞分子生物学を専門としている(甲2、3参照)。現在は、疑似科学、予防接種の安全性、STAP細胞問題を含む研究不正問題等について執筆活動をしており、複数の著書があり(甲4)、アカウント名「片瀬久美子」、ユーザー名「@kumikokatase」で短文投稿サイトTwitter(以下「ツイッター」という。)を利用している(甲2)。

2 被告について

被告は、アカウント名「XXXXXXXXXX」、ユーザー名「XXXXXXXXXX」(以下、「本件アカウント」という。)でツイッターを利用していた者であり、別紙目録記載の各投稿を行った者である(なお、同目録記載の投稿を、それぞれ「本件投稿1」「本件投稿2」…とする。)

3 背景事情

(1) 原告は、2017年7月27日、森友学園や加計学園の政府や安部首相についての疑惑に関して、ツイッターにて、「疑われた側が潔白を証明すべし」という理屈は絶対に認めるべきではないという論調もありますが、政府や行政機関にはアカウントビリティー(国民に対する説明責任)が当然求められます。論のすり替えでしょうね。社会に影響力を及ぼす

組織で権限を行使する者に対しては、一般人とは異なりますよ。」という投稿を行った（甲5）。

これは、あくまで説明責任について述べたもので、証明責任について述べたものではなく、政府や内閣総理大臣といった国のトップについて生じた疑惑であれば、国民に対して説明する責任があると考えて、証明責任と説明責任のレベルを分けて説明したものである。

(2) しかし、投稿した当時から説明責任と立証責任を混同して、原告が悪魔の証明を要求しているといった批判が数多く寄せられた（甲6）。被告による各投稿は、原告のかかる投稿がされてからしばらく後にされたものであるが、XXXXXXXXXX（XXXXXXXXXX）というアカウントにより、原告が淫売をやっていた疑惑を創り、これを否定しなかったという投稿（甲7）に関して行われたものである。

なお、かかるアカウントも被告が利用しているものであると史料される。

第2 不法行為

1 権利侵害

(1) 本件投稿1について

ア 同定可能性

本件投稿1は、「片瀬@自称サイエンスライター」としており、また、これ以後の投稿において原告に対するリプライとして投稿されているものが複数存在していることから、一般の閲覧者の普通の注意と読み方（最大決平成30年10月17日）から、原告について述べたものであると理解することができる。

イ 社会的評価の低下

本件投稿1は、「若い頃淫売やって学位取得」「今も研究費着服」「子供に淫売術を教授して実施を強要」「旦那の強姦を親告されないために娘も含めて淫売家業」などとしている。淫売とは、女が男から金を得て肉体を供することであるところ、原告に係る行為の対価として学位を取得したという事実、研究費をかつてまた現在も着服、横領しているという事実、原告自身

の娘に対しても淫売行為を強要しているという事実が、それぞれ摘示されている。

淫売行為によって学位を取得したということは、本来取得が許されるべきでない成績等であったにもかかわらず、不正な手段により学位を得たという指摘であり、原告の社会的評価を低下させるものである。また、着服、横領は刑法に抵触する違法行為であり、かかる行為が社会的評価を低下させるものであることは多言を要しない。さらに、娘に淫売行為を強要するということは、児童福祉法等に抵触する虐待行為であるといえ、その社会的評価を低下させるものである。

なお、「疑惑」であるとしているものの、一般の閲覧者の普通の注意と読み方をした場合、火のない所に煙は立たないという考えから当該疑惑が実際にあるのではないかと受け取られることになる。したがって、「疑惑」という記載が存在していることによって、社会的評価の低下が否定されることはあり得ない。

ウ 違法性阻却事由の不存在

原告は、淫売行為をしたことなど一切なく、また、娘に対してそのようなことを教授したことも、強要したことも一切ない。また、研究費の着服もしたことがなく、そもそも原告は、現在、サイエンスライターとして活動しているのであり、研究費を割り当てられるような立場にすらない。

本件投稿1は、原告について何らの根拠なく一方的に上記事実を摘示するものであり、嫌がらせ目的でなされた投稿であることも明らかである。したがって、違法性阻却事由は存在しない。

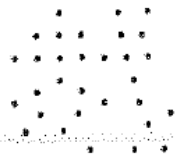
(2) 本件投稿2について

ア 同定可能性

本件投稿2は、原告のした投稿に対する引用リツイートでされており、原告に対して投稿されたものであることは明らかである。

イ 社会的評価の低下

本件投稿2は、原告が「淫売には事実として認め、それを隠蔽しよう」と必死になっているとする。したがって、原告が淫売行為をしている、ない



ししていた、ということ所与の前提として、これを隠蔽しようとしているとするものであり、本件投稿1において指摘する「疑惑」が確信に変わったものであるという事実を摘示するものである。

したがって、本件投稿1と同様、原告の社会的評価が低下している。

ウ 違法性阻却事由の不存在

原告は淫売行為などしておらず、投稿内容は真実ではなく、また、本件投稿1と同じく、嫌がらせ目的の投稿である。

したがって、違法性阻却事由は存在しない。

(3) 本件投稿3について

ア 同定可能性

本件投稿3は、「片瀬さん」という記載とともに、本件投稿1において話題にしている淫売や着服について述べている。したがって、これが原告について述べられたものであることは明らかである。

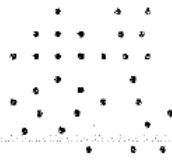
イ 社会的評価の低下

本件投稿3は、「片瀬ロジックでは淫売やら着服やらが否定できない＝本人のロジックではそれらをやった...が認められた」としている。したがって、本件投稿1と同趣旨の投稿であり、原告の社会的評価が低下していることは明らかである。

ウ 違法性阻却事由の不存在

原告が淫売行為や着服等を認めたことなど一切なく、投稿内容は真実に反している。

そして、本件投稿3でいう「片瀬ロジック」とは、本件投稿3によれば、本人が否定できないのであればそれを認めた、という論理のことを言うと思われる。しかしながら、これは前提を間違っただけである。すなわち、そもそも発端となったのは、「政府や行政機関にはアカウントビリティー（国民に対する説明責任）が当然求められます」という原告による投稿であり（甲7）、立証責任について述べたものではない。また、否定できないのであれば認めたことになる、といった主張や投稿もしていない（甲7）。した



がって、本件投稿 3 は、原告の主張を悪意に曲解し、自らに都合の良いようにしているものに過ぎないから、嫌がらせ目的に基づく投稿である。

したがって、違法性阻却事由は存在しない。

(4) 本件投稿 4 について

ア 同定可能性

本件投稿 4 は、「片瀬@自称サイエンスライター」として投稿した自身の投稿を引用リツイートした上で投稿されたものであるから、原告について述べられたものであることは明らかである。

イ 社会的評価の低下

本件投稿 4 は、「サイエンスを標榜しちゃだめな淫売レベル」「サイエンスを偽って虚偽ロジックを言った」とする。

これは、原告が、淫売行為をしているということを前提としたものであるから、本件投稿 1 と同じく原告の社会的評価を低下させるものである。また、原告が「虚偽ロジック」を言ったとする点については、前後の投稿の内容からして、本人が否定できないのであればそれを認めた、という論理のことを指すと思われるところ、検証に耐えることができないまやかしのロジックを言ったと受け取られることになるから、その社会的評価が低下している。

ウ 違法性阻却事由の不存在

原告が淫売行為などしていないことは既述のとおりである。また、本件投稿 4 において主張するとおり、原告は何ら虚偽のロジックなど述べたことなどない。したがって、投稿内容は真実ではない。

そして、本件投稿 4 も、原告の主張を悪意に曲解し、自らに都合の良いようにしているものに過ぎないから、嫌がらせ目的に基づく投稿である。

(5) 本件投稿 5 について

ア 同定可能性

「片瀬@自称サイエンスライター」としていることから、原告について述べたものであることは明らかである。

イ 社会的評価の低下

本件投稿5は、原告が「淫売上がり」「家族もその傾倒」であるとしている。原告が淫売行為をしていたという事実を摘示するものであり、また、家族もその系統（「傾倒」は「系統」の誤植と思われる）であるという事実を摘示するものであり、本件投稿1と同様、原告の社会的評価が低下している。

ウ 違法性阻却事由の不存在

原告は淫売行為をしておらず、家族に対してそのような行為を教授・強要したこともない。したがって、投稿内容は真実ではない。

そして、真実ではないことをあえて投稿していることから、嫌がらせ目的の投稿であることは明らかである。

2 損害

(1) 総論

本件においては、上述のとおり、被告による各投稿は原告の名誉権を侵害し、違法性阻却事由も存在しないものであることが明らかである。そのため、本件の主たる争点は損害額にあるというべきである。

名誉毀損を理由とする損害賠償においては、もっぱら100万円程度を賠償額の上限とする例が多く見られ、とりわけインターネットを利用した名誉権侵害においては損害額の算定がより謙抑的なものが多い。

しかし、インターネットやSNSの普及を受けて、インターネット上に投稿された内容の伝播力が高まっている今日において、ひとたび名誉毀損表現がなされればそれは短時間で広範囲に伝わることになる。また、クチコミサイトや掲示板サイトなどが多数立ち上げられ、サービスを利用する前にどのようなクチコミがされているのかを事前に調べるのが常態化した現代社会においては、社会的評価の低下をもたらす投稿の存在の影響力は極めて大きい。これにより、被害者は社会的に抹殺されたに等しい致命的なダメージを負うケースもある。しかもインターネット上に拡散した情報は完全に消去することはほぼ不可能であり、被害者は極めて長期間にわたり損害を受け続けることになる。昨今においては、「炎上」が発生するなどして、

インターネット上の物事により現実に多大な影響が出るということが頻発している。したがって、名誉毀損における損害賠償の算定は、速やかに改められることが必要である。

(2) 慰謝料

一般的な上限額とされてきた100万円という金額は、交通事故事案における5か月間の通院慰謝料105万円（平成30年度版民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準参照）よりも低額である。交通事故における賠償額は、貨幣価値の変動なども考慮して上がっていったという歴史的経緯があるにもかかわらず、名誉毀損の賠償額はこれを考慮している様子が見られない。しかし、インターネットをはじめとしたメディアの発達、人格的な価値に対する社会評価の高まりや貨幣価値の変動などの社会情勢の変化を考えれば、今日においては、一般的な上限とされている100万円という賠償額でさえあまりに低額である。しかも、上述のとおり、インターネット上に拡散した情報は完全に消去することはほぼ不可能であり、被害者は極めて長期間にわたり損害を受け続けることになる。したがって、その損害額が交通事故によるわずか5か月間の通院慰謝料にも満たないというのは社会常識に反する。

このような問題意識を前提に『近時においては、国民の人格権に対する重要性の認識やその社会的、経済的価値に対する認識が高くなってきており、人格権の構成要素である名誉権、肖像権、その肖像、氏名、芸名及び人格的イメージの商業的利用価値及びプライバシーの権利の保護やそれらの侵害に対する補償についての要求も高くなっている。これらの法的状況と過去と現在の相対的な金銭価値観の変動を考慮すると、とかく軽く評価してきた過去の名誉毀損等による損害賠償等事件の裁判例の慰謝料額に拘束されたり、これとの均衡に拘ることは、必ずしも正義と公平の理念に適うものとはいえない。』（東京高判平成13年7月5日判例時報1760号93頁）と述べる裁判例も出ているところである。

ツイッターはインターネット上で全世界に向けて公開されているもので

あり、原告のツイッターアカウントのフォロワーは2万人以上いる。そのため、債権者の氏名を出した本件各投稿は極めて多くの者に閲覧されてしまっているものであり、原告の社会的評価は大きく毀損された。

そのため、その損害は金200万円を下らない。

(2) 弁護士費用

原告は被告による名誉権侵害等の不法行為から身を守るため弁護士に法律事務を依頼し、弁護士費用を負担せざるを得なかったが、かかる弁護士費用のうち、上記慰謝料金200万円の1割に相当する金20万円については、被告の不法行為と相当因果関係のある損害である。

(3) 小括

したがって、原告は、被告の行為により、合計金220万円の損害を被っている。

(4) 調査費用

ア 原告は、被告が本件アカウントを使用している者であることを特定するためにツイッターに対して発信者情報開示請求を行っているところ、これについて金43万8000円の費用がかかっているが(甲8)、これについては被告が負担するべきである。

イ 発信者を特定するためには、少なくとも、コンテンツプロバイダ(本件でいえば「ツイッター」)に対して開示請求を行い、IPアドレス、タイムスタンプなどの情報を得た上で、次に、IPアドレスを調査し、判明するインターネットサービスプロバイダに対して契約者情報の開示を求めることが必要である。そして、コンテンツプロバイダ、インターネットサービスプロバイダのいずれもが、その接続記録(ログ)を保存している期間はそれほど長いものではなく、一般的には3か月程度、長くても6か月程度に過ぎない(甲9)。そのため、権利侵害のある投稿を早期に発見し、コンテンツプロバイダから早急にIPアドレス等の発信者情報を得て、さらにログが保存されている期間内にインターネットサービスプロバイダに対して発信者情報開示請求をしなければ、最終的に発信者の情報を取得することはできない。

そして、コンテンツプロバイダもインターネットサービスプロバイダも、発信者情報開示請求をすれば素直に情報開示を行うという扱いではなく、原則的に裁判所の決定や判決で開示を命じられた場合にのみ開示を行う、という扱いになっている。しかも、発信者情報開示請求は、「権利が侵害されたことが明らか」（権利侵害の明白性）であることが要求されている（プロバイダ責任制限法4条1項1号）。「明らか」とは、権利の侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味するとされる。つまり、一般的な不法行為に基づく損害賠償請求の場合には、請求者側が抗弁たる違法性阻却事由の主張立証をする必要がないのに対し、発信者情報開示請求の場合にはこれを請求者側で主張立証しなければならないという形に要件が加重されている。

発信者情報開示請求については、一般のインターネット利用者がどのような手順で何を請求すればよいのか知らないことが一般的であり、また違法性阻却事由等の立証まで必要とされるなど要件が厳しいものになっていること、発信者情報の開示を得るには裁判手続が事実上必要不可欠であるところ、一般のインターネット利用者は裁判手続自体に不慣れであり、その準備をするだけで相当な時間を使うことになること、加えて、法律の定める特定電気通信設備等の用語への当てはめ自体が困難であること、反面、ログの保存期間は短く時間的制限が極めて厳しいものであるから、発信者情報開示請求はごく控えめに言っても専門的な手続きであり、一般のインターネット利用者が、自ら発信者情報開示請求を行うことは極めて困難である。

したがって、発信者情報開示請求は、弁護士に委任しなければ十分な活動等をすることが困難な類型の一つというべきである。

ウ 本件においては、ツイッターに対して発信者情報開示請求を行い、発信者情報の開示を受けた（甲10, 11）。その後、函館西警察署に名誉毀損罪で刑事告訴をすることにより、同署がIPアドレスから判明したプロバイダ（本件ではOCN=NTTコミュニケーションズ）に搜索差押を行

ったことにより、被告が発信者であることが判明した。

なお、当初から刑事告訴をするという方法では、被告が投稿したことが判明することはなかった。すなわち、ツイッターはアメリカ合衆国カリフォルニア州に所在する法人であり、名誉毀損罪に関して捜査権が原則として及ぶものではないため（刑法第3条の2参照）、これに搜索差押等を行うことができず、結果としてIPアドレスやタイムスタンプの取得すらすることができないためである。

エ したがって、ツイッターに対する発信者情報開示請求がなければ、被告を特定することは事実上不可能であった以上、かかる調査費用は上記不法行為と相当因果関係のある損害である。なお、調査費用は、その全額を被告の負担とするべきである（東京地判平成24年1月31日、東京高判平成24年6月28日参照。甲12）。

(5) まとめ、

したがって、原告には、金263万8000円の損害が生じている。

3 謝罪広告の必要性

被告の行為により失った原告の社会的評価・信頼は、単に金銭賠償を受けたからといって回復されるものではない。したがって、原告の名誉を回復するためには、掲載された内容が真実に反することが謝罪文によって明らかにされることが必要である。

4 まとめ

よって、原告は、被告に対し、金263万8000円及びこれに対する最終の不法行為日である2018年3月27日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払い、及びA4用紙に12ポイントの明朝体活字で作成した別紙謝罪文記載の謝罪文の交付を求める。

以上

(別紙) 投稿記事目録

1

投稿内容：片瀬@自称サイエンスライターの疑惑

若い頃淫売やって学位取得

今も研究費着服

子供に淫売術を教授して実施を強要

旦那は強姦魔だけで気持ちよかったので婚姻

旦那は強姦を続ける

旦那の強姦を親告されないために娘も含めて淫売家業

というのが片瀬さんのお話です

投稿日時：7:23 2018年3月26日

2

投稿内容：でましたね、反証あげての反論ではなく必死になって事実拡散を隠蔽しようされる片瀬さん。

同意ありがとうございます。

淫売には事実として認め、それを隠蔽しようと必死になる...その程度しかできない...というお話ですね。

投稿日時：18:33 2018年3月27日

3

投稿内容：片瀬さんは自ら提唱されるロジックに耐えるか？というテストをやったら、片瀬ロジックでは淫売やら着服やらが否定できない=本人のロジックではそれらをやった...が認められた訳で。

否定されるなら、まずはそのロジックが誤りであったと自認し削除謝罪してからが妥当な流れですな。

投稿日時：18:44 2018年3月27日

4

投稿内容：つまりはサイエンスを標榜しちゃだめな淫売レベルがサイエンスを偽って虚偽ロジックを言った。

当然、サイエンスの流儀で再現テストされたって話だからね。

投稿日時：18:54 2018年3月27日

5

投稿内容：論理？

いあいあ、片瀬@自称サイエンスライターという淫売上がり+家族もその傾倒と認められているお方のロジックを丁寧に追っているだけです。

バラされたというこお話ですね。

投稿日時：20:12 2018年3月27日

以上

これは正本である。

令和元年7月18日

さいたま地方裁判所第1民事部



裁判所書記官 是枝 未希